

組合速報 コロナ第24報

2022年01月10日(月) 09時
静岡県消防設備保守点検業
協同組合(理事長 西川和宏)

国の情報は「内閣官房広報室HP」から!

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

組合員及び組合関係各位

静岡県内の情報は「静岡県HP」から!

<http://www.pref.shizuoka.jp/kinkyu/covid-19.html>

1 オミクロン株感染拡大は どこまで続くのか!

- 国内では、令和3年10月1日(金)から新型コロナウイルス感染症「緊急事態宣言」と「まん延防止等重点措置」が全面解除され、少し新型コロナが収まった10月~12月を経て「令和4年・新年」を迎えました。
- しかし、11月30日(火)に初確認されたオミクロン株感染(アフリカからの帰国者)が年末年始に増え始め、令和4年1月9日(日)からは沖縄・山口・広島県に「まん延防止等重点措置」が適用(~1月31日)されています。第六波が懸念される新型コロナ禍から2年目の新年。



令和4年1月1日の富士山
(安倍川右岸で撮影)

<スタート> 令和2年1月6日 厚生労働省発表「中国武漢市における原因不明肺炎発生」

<第1波> 令和2年4月下旬をピークとする波~6月中旬

緊急事態宣言が7都県(4/7) → 全都道府県(4/16) 発令へ拡大

<第2波> 令和2年8月上中旬頃をピークとする波~10月中旬

東京都等での感染増加(8月第1週ピーク)

第26回組合総会

<第3波> 令和3年1月をピークとする波~2月末

緊急事態宣言が4都県(1/7)や7府県(1/13)に発令

<第4波> 令和3年4月下旬-5月中旬をピークとする波~6月下旬

緊急事態宣言が4都府県(4/25) → 2県(5/12) → 3道県(5/16)

→ 1県(5/23)に発令など ※緊急事態宣言が沖縄県だけ6/21、一旦は沈静化

第27回総会

<第5波> 令和3年8月中旬をピークとする波~9月末

新規感染者がピーク(8/20) → 静岡県にも発令(8/20~9/30) → 沈静化

→ 緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の全面解除 = R3.9.30(木)

<現在> ~ 令和4年1月8日(土) オミクロン株「感染拡大防止」に取り組む!

○ 11/12 国が決定「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」など

○ 11/30 アフリカ帰国者のオミクロン株初感染が確認

○ 12/01 医療従事者を対象とした第3回ワクチン接種がスタート

● 01/07(金) 第83回新型コロナウイルス感染症対策本部(国)開催

・まん延防止等重点措置の適用(沖縄・山口・広島)決定

・全体像に基づく、確保した医療体制をしっかりと稼働させるための準備強化等に取り組む

新規陽性者数/日	静岡県	東京都	大阪府	(全国)	(世界計)
R3年7月31日(土)	155	4,058	1,040	12,328	742,608
8月31日(火)	565	2,909	2,347	17,696	718,848
9月30日(木)	17	218	264	1,564	466,550
10月30日(土)	5	23	45	283	364,711
11月30日(火)	2	21	12	78	678,659
12月31日(金)	3	78	78	490	2,005,838
R4年1月09日(日)	146	1,223	880	8,249	2,140,420

→ 上表の年月日は公表日

2 第 83 回新型コロナウイルス感染症対策本部（令和 4 年 1 月 7 日・金）

<岸田総理の挨拶>

令和 4 年 1 月 7 日、岸田総理は、総理大臣官邸で開催された第 83 回新型コロナウイルス感染症対策本部で、本日の議論を踏まえ、次のように述べました。

本日、広島県、山口県、沖縄県にまん延防止等重点措置を適用し、期間を 1 月 9 日から 1 月 31 日までとすることを決定いたしました。全国の新規感染者数は年末年始にかけて増加しており、オミクロン株の市中感染の発生も各地で明らかになっています。

こうした状況の中で、広島県、山口県、沖縄県の各県知事より、まん延防止等重点措置を適用するよう要請があり、政府としてもこれら 3 県の感染拡大に早急に対応する必要があると判断いたしました。

その際、併せて、オミクロン株の感染拡大の速さに鑑み、重点措置を 2 つの点で強化することといたします。第 1 に、知事の判断により酒類の提供を停止することなど、更なる措置を可能とすることといたします。第 2 に、3 県が策定した保健・医療提供体制確保計画に沿った医療体制の準備状況に関する自己点検を公表し、医療提供体制の確保に万全を期していただくことといたします。全国で感染が拡大していますが、こうした状況も想定し、全体像に基づいて、確保した医療体制をしっかりと稼働させるための準備や予防、発見から早期治療への流れの強化に先手先手で取り組んでまいりました。

そうして確保された体制が、各地域においてしっかり機能することが重要です。各大臣は、各都道府県との密接な連携の下、高い警戒感を持って対応に当たってください。

<今後の見通しと対策>

今後さらに感染が急拡大するおそれ強い。全国の新規感染者は、年末・年始にかけて急増しており、あわせてオミクロン株による感染例も増加している。特に、大阪府や沖縄県などにおいては、オミクロン株の感染のうち、海外渡航に関連のない事案が継続して発生しており、すでにデルタ株からオミクロン株へと置き換わりが進みつつある。

さらに、夜間滞留人口は幅広い地域で昨年末の水準を下回っているものの、現在の感染者増加は、まだクリスマス前後の状況が反映されていると考えられる。

その後の年末・年始の帰省などによる人の移動や接触が増加したことに加え、今週末には 3 連休、成人式やそれに関連した集まりがあることや、更なる気温の低下に伴い屋内での活動が増え、いくとも踏まえると、今後さらに感染が急拡大するおそれがある。

今後の拡大傾向によっては、医療提供体制の逼迫や重症化リスクの高い人々への感染拡大が懸念される。オミクロン株について、国際機関や諸外国からウイルスの性状や疫学的な評価に関する暫定的な報告がされている。また、国内の感染事例からも情報が得られつつある。現時点における情報は限られているが、南アフリカや英国等において流行株がデルタ株からオミクロン株に急速に置換されており、伝播性の高さが懸念される。

また、オミクロン株はデルタ株に比して、世代時間、倍加時間や潜伏期間の短縮化、二次感染リスクや再感染リスクの増大が指摘され、ワクチンについては重症化予防効果は一定程度保たれているものの、発症予防効果は著しく低下していると報告されている。

さらに、実験室内での評価として、一部の抗体治療薬の効果が低下する可能性などが指摘されている。また、疫学情報や実験室研究などからは、デルタ株と比較してオミクロン株による感染は重症化しにくい可能性が示唆されているが、今後急速な感染拡大により、感染者数が急速に増加すれば、自宅・宿泊療養者や入院による治療を必要とする人が急激に増え、軽症・中等症の医療提供体制が急速にひっ迫する可能性に留意が必要である（重症化リスクの高い方々の間で急速に感染が広がると、重症者や死亡者が発生する割合が高まるおそれ）。

3 新型コロナ用語集（抜粋）

用語	用語の意味など
濃厚接触者	<p>濃厚接触者とは、陽性となった人と一定の期間に接触があった人をいう。一定の期間とは、症状のある人では症状出現から2日前、症状のない人では検体採取時から2日間の期間です。加えて、次の条件に当てはまる人のこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 陽性者と同居している人 → 保健所が総合的に判断。 ■ 陽性者と長時間接触した人（車内、航空機内などを含む。機内は国際線では陽性者の前後2列以内の列に搭乗していた人、国内線では周囲2メートル以内に搭乗していた人が原則） ■ 適切な感染防護なしに患者（確定例）を診察、看護もしくは介護していた人 ■ 陽性者の気道分泌液や体液などの汚染物質に直接接触した可能性が高い人 ■ マスクなしで陽性者と1メートル以内で15分以上接触があった人
PCR検査 抗原検査 抗体検査	<p>PCR検査は、体液の中にあるウイルスの遺伝子を検知する検査。鼻の奥に長い綿棒を入れて粘液を採取する。抗原検査は、新型コロナウイルスに特徴的なタンパク質（抗原）を調べ新型コロナウイルスに感染しているかどうかを調べる検査。抗体検査は、ウイルスに感染した人の体内で作られた抗体を検出するための検査。ウイルス自体を検出するのではなく、ウイルスに感染した人の体内の免疫反応を検出する検査のため、今現在のウイルス感染状況は分からない。</p>
集団免疫	ある感染症に対して、地域の人口のうち大部分の人が免疫を獲得すれば、その地域での流行は広がらず、感染症の拡大が収まっていくという考え方。
変異株 オミクロン株 デルタ株	「オミクロン株」 は、令和3年11月24日に南アフリカから報告された新型コロナウイルス変異株の一つ。昨年8月に、わが国で第5波・感染拡大をもたらした 「デルタ株（インドから広がった）」 より更に強い感染力を持つと言われている。令和3年11月28日、国立感染症研究所は「懸念される変異株」と位置付け警戒を強めている。
ブレイク・スルー感染	ブレイク・スルー感染 とは、ワクチンを接種した患者が、そのワクチンが予防する筈のものと同じ病原体に感染してしまうこと。
ワクチンの種類	わが国では、 ファイザー社のワクチン が令和3年2月14日に薬事承認（同月17日から接種）、 武田/モデルナ社とアストラゼネカ社のワクチン が令和3年5月21日に薬事承認（同月24日から武田/モデルナ社接種）した上で接種が実施されている。 なおアストラゼネカ社のワクチンは、原則40歳以上の方（ただし、他の新型コロナワクチンに含まれる成分に対してアレルギーがあり接種できない等、特に必要がある場合は18歳以上の方）を対象に同年8月3日から予防接種法に基づく接種の対象となったが、 現時点では通常はファイザー社又は武田/モデルナ社のワクチンを接種している。
集団、個別、職域接種	集団接種 は、自治体などが設けた会場に集まり予防接種を受ける方法。 個別接種 は、かかりつけ医等の医療機関で各自予防接種を受ける方法。 職域接種 は、企業や大学等で行う接種で、従業員や学生などその組織に属する人たちが受けることができる。
ブースター接種	ブースター接種 とは、「ワクチン接種や病気に罹り免疫を既に持っている人」が、更にワクチンを接種することだが、新型コロナウイルス・ワクチン接種では2回目接種完了までを1セットとし、その後の追加接種(3回目)をブースター接種と呼ぶ。
交接種	追加接種に使用するワクチンは、初回接種に用いたワクチンの種類に拘らず、mRNAワクチン（ファイザー社のワクチン又は武田/モデルナ社のワクチン）を用いることが適当であるとされている。わが国では、両ワクチンともに薬事承認されており、 初回接種において、ファイザー社、武田/モデルナ社、又はアストラゼネカ社のワクチンを受けた場合、追加接種では初回接種時に用いたワクチンの種類に拘らず、ファイザー社又は武田/モデルナ社のワクチンのいずれか使用することが可能（=交接種）。 →厚生労働省HP

追加接種（3回目接種）

実施期間=令和4年12月1日～9月30日（予定）、対象者=2回目接種完了から原則8か月以上経過・18歳以上・国内での初回接種（1回目・2回目）が完了しているもの全員。詳しくは県やお住いの市町にお問い合わせください。→「原則8か月以上経過」は、一定の者に限り6か月、7月に短縮のケース有り。

4 次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像（令和3年11月12日）

<基本的な考え方>

- ワクチン、検査、治療薬等の普及による予防、発見から早期治療までの流れをさらに強化するとともに、最悪の事態を想定して次の感染拡大に備える。このため、デルタ株への置き換わりなどによる今夏のピーク時における急速な感染拡大に学び、今後、感染力が2倍（※）となった場合にも対応できるよう、医療提供体制の強化、ワクチン接種の促進、治療薬の確保を進める。
 - こうした取組により、重症化する患者数が抑制され、病床ひっ迫がこれまでより生じにくくなり、感染拡大が生じても、国民の命と健康を損なう事態を回避することが可能となる。今後は、こうした状況の変化を踏まえ、感染リスクを引き下げながら経済社会活動の継続を可能とする新たな日常の実現を図る。
 - その上で、感染力が2倍を大きく超え、例えば感染力が3倍（※）となり医療がひっ迫するなど、それ以上の感染拡大が生じた場合には、強い行動制限を機動的に国民に求めるとともに、国の責任において、コロナ以外の通常医療の制限の下、緊急的な病床等を確保するための具体的措置を講ずる。
- （※）「感染力が2（3）倍」とは、若年者のワクチン接種が70%まで進展し、それ以外の条件が今夏と同一である場合と比較し、新たな変異株の流行や、生活行動の変化などによる、「今夏の実質2（3）倍程度の感染拡大が起こるような状況」のことである。

<取組内容>

1 医療体制の強化

病床の確保・臨時医療施設の整備、自宅・宿泊療養者の対応、医療人材の確保等、ITを活用した稼働状況の徹底的な「見える化」、さらなる感染拡大時への対応

2 ワクチン接種の促進

令和3年12月から追加接種を開始、2回目接種完了から概ね8月以降に追加接種対象者のうちの希望者全員への接種ができる体制確保

3 治療薬の確保

国民が安心して暮らせるための切り札、年内の実用化と必要量の確保

4 国民の仕事や生活の安定・安心を支える日常生活の回復

具体的内容は、基本的対象方針で示す、但し緊急事態宣言等の下でコロナ以外の通常医療への制限が必要となる場合は行動制限の緩和停止もありうる。

→ 各取組の詳細は、「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」（令和3年11月12日 新型コロナウイルス感染症対策本部決定）を参照。

[kihonr031112_2.pdf \(corona.go.jp\)](#)

→ 「国民の仕事や生活の安定・安心を支える日常生活の回復」は、下記HPを参照。

<https://corona.go.jp/package/>

治療薬ニュース

神奈川県HPには、「厚生労働省が令和3年12月24日に経口抗ウイルス薬『モルヌピラビル』・販売名は『ラゲブリオ』を特例承認した」とあります。経口抗ウイルス薬とは、新型コロナウイルス感染症の患者に投与できる治療薬（飲み薬）。「現状では、安定的な供給が困難で、国が買い上げ治療を行う医療機関、薬局に無償提供。投与対象も『投与の時点で発症日から5日以内・18歳以上・妊婦又は妊娠している可能性がない』という基本条件（全てを充たす）と部分条件（いずれかの重症化リスク要因を持つ）が定められているとのこと。